

- (6) (略)
- (7) 特別地域小規模多機能型居宅介護加算について  
2の8を準用する。
- (8) 注11の取扱い  
2の9④を準用する。
- (9) 注12の取扱い  
2の10を準用する。
- (10) 認知症加算について  
①・② (略)  
 ③ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。  
 ④ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  
 ⑤ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。
- (11) (略)
- (12) 若年性認知症利用者受入加算について  
3の216を準用する。
- (13) 看取り連携体制加算について  
①～⑩ (略)  
 ⑪ 看取り期の利用者に対するサービス提供に当たっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の

- (3) (略)
- (4) 特別地域小規模多機能型居宅介護加算について  
2の5を準用する。
- (5) 注8の取扱い  
2の6④を準用する。
- (6) 注9の取扱い  
2の7を準用する。
- (7) 認知症加算について  
①・② (略)  
 (新設)

(新設)

(新設)

- (8) (略)
- (9) 若年性認知症利用者受入加算について  
3の214を準用する。
- (10) 看取り連携体制加算について  
①～⑩ (略)  
 (新設)